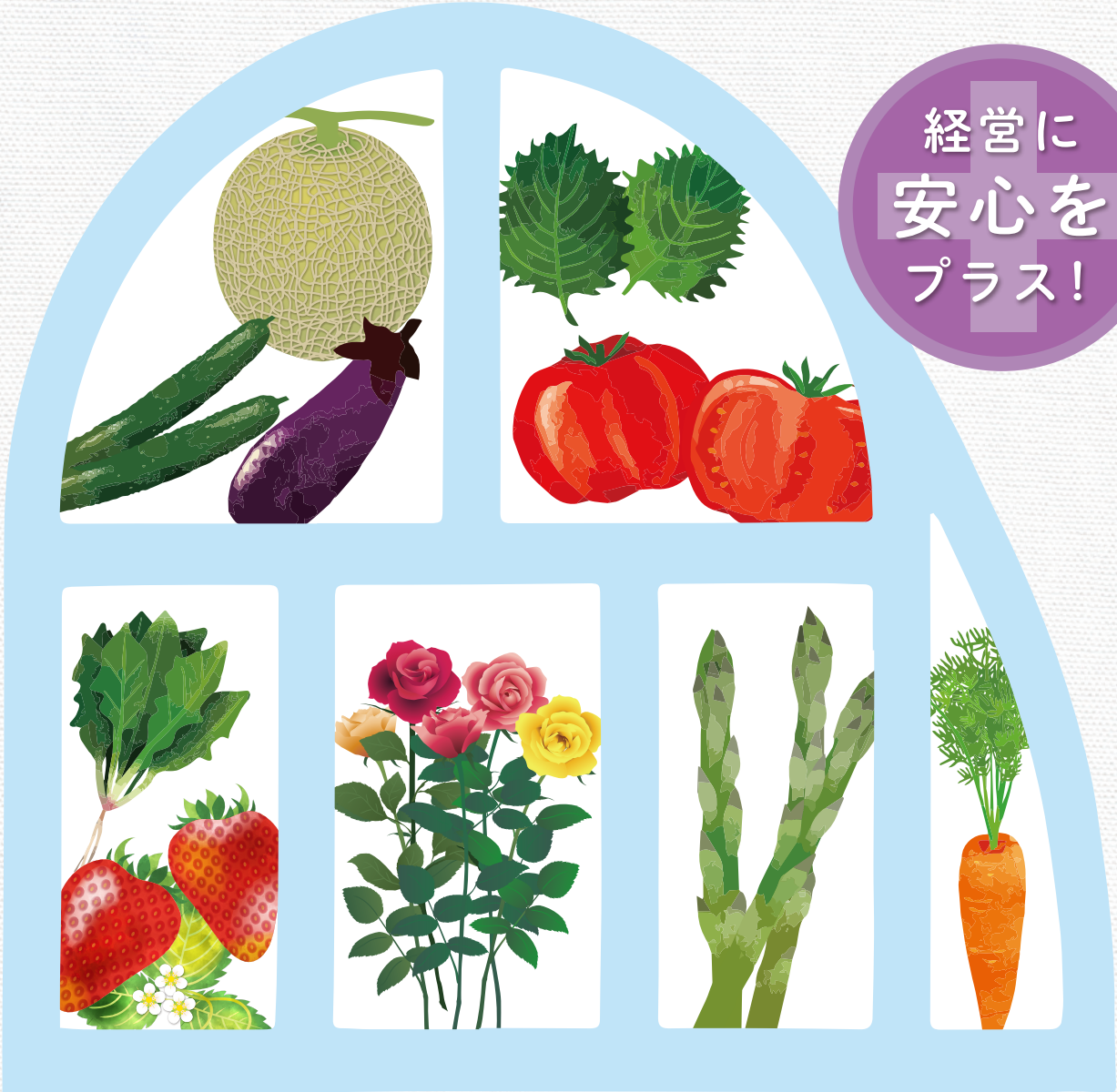


園芸施設共済



経営に
安心を
プラス!

加入できるものは

設置面積の合計が1a（ガラス室は0.5a）以上で、1a当たりの再建築価額が3万円以上の施設。被覆期間（施設内で栽培する期間）が1か月以上であれば加入できます。組合員であれば、設置面積の合計が1a未満でも加入できます。



特定園芸施設

ガラス室・鉄骨ハウス・
パイプハウス



附帯施設

暖房施設・カーテン
くるくる・かん水施設等



施設内農作物

育苗中のものは除く

撤去費用

一定規模の被害を受けて倒壊した施設本体（被覆材を除く）の解体や廃材の撤去・処分に要する費用について棟ごとに対象とすることができます。

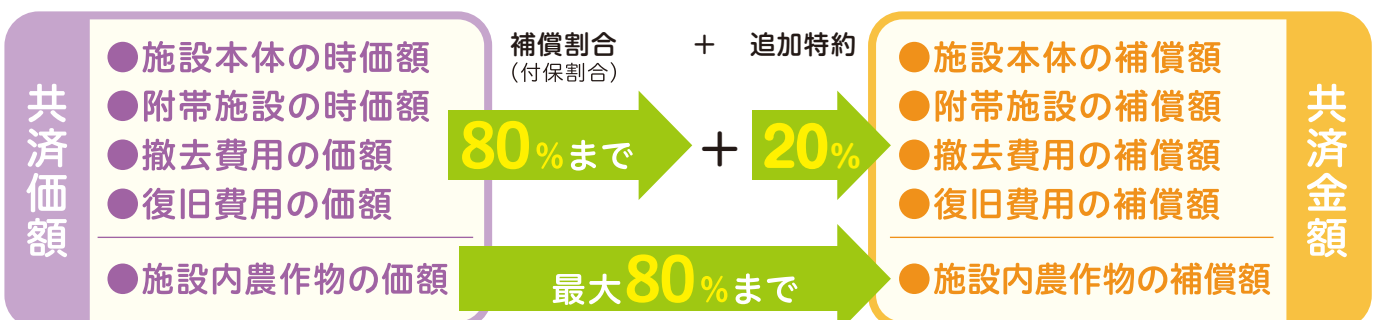
復旧費用

被害を受けた施設本体（被覆材を除く）及び附帯施設の復旧に要する費用について棟ごとに対象とすることができます。

- ① 附帯施設と施設内農作物は、特定園芸施設（本体）に追加で加入できます。この場合、全棟に追加が必要です。特定園芸施設（本体）は全棟加入を基本としますが、耐用年数の2.5倍（パイプハウスの場合は25年）を超える施設は、共済の対象から外することができます。
- ② 施設内農作物は、標準生育日数が設定された葉菜類（ホウレンソウ・ネギ・コマツナなど）、果菜類（トマト・キュウリ・イチゴなど）、花き類（キク・バラ・トルコギキョウなど）の農作物です。すべての共済事故に対して補償する「一般方式」、または病虫害を補償の対象としない「事故除外方式」を選択できます。青色申告を行っている農業者は、全ての農作物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下など、収入減少を補償する**収入保険**がおすすめです。
- ③ 小損害不填補（共済金の支払対象となる損害額の基準）の額は、3万円または共済価額の5%ですが、10万円、20万円、50万円、100万円の選択をすることもできます。また、3万円を選択した時には、1万円特約を付加できます。大きな金額を選択されるほど支払基準が高くなりますが、掛金を大幅に少なくすることが可能です。ただし、1万円の選択は共済価額の5%が1万円以上の施設、50万円と100万円の選択は共済価額がそれぞれの額を超えている施設に限ります。

補償される金額（共済金額）は

- ① 補償割合（付保割合）を棟ごとに最低40%から最高80%の範囲で選択できます。80%を選択した場合には特約で10%もしくは20%追加することができます。（施設内農作物には追加できません）
- ② 施設内農作物の価額は施設本体の価額を基準に葉菜類、果菜類、花き類ごとに算定します。
- ③ 撤去費用は設置面積を基準に、復旧費用は再建築価額と時価額との差額を基準に算定します。



補償期間（共済責任期間）は

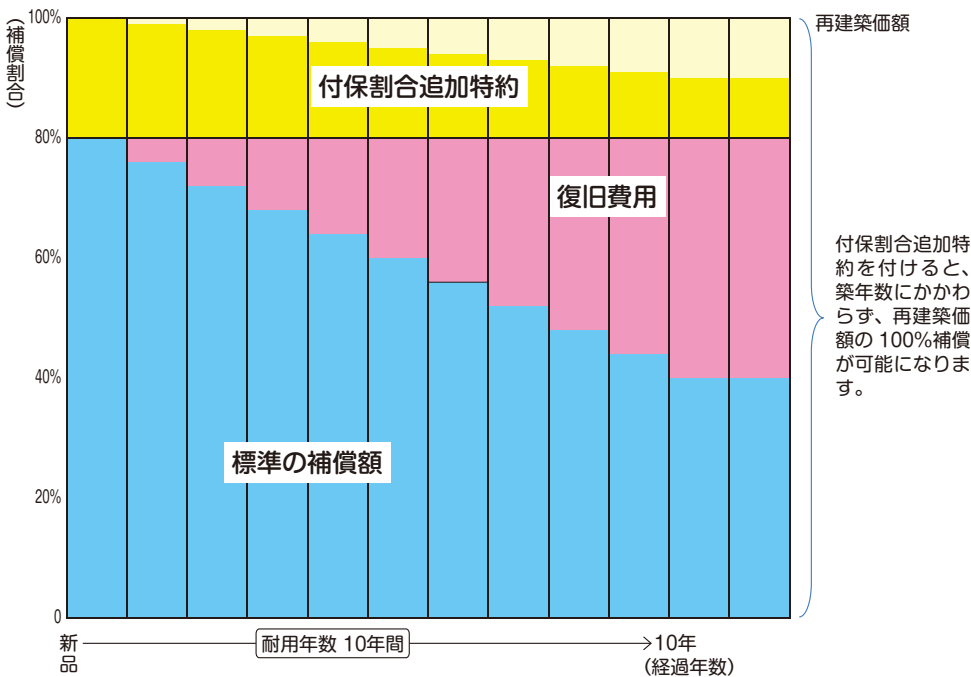
共済掛金をいただいた日の翌日から1年間です。

未被覆（被覆していない骨組みだけの状態）期間も含めた1年間が補償期間で、被覆していない施設本体等も補償します。ただし、施設内農作物の補償は被覆期間に限ります。1年間のうち被覆する期間（1か月単位）により掛金が違います。補償期間中に被覆期間の変更ができます。

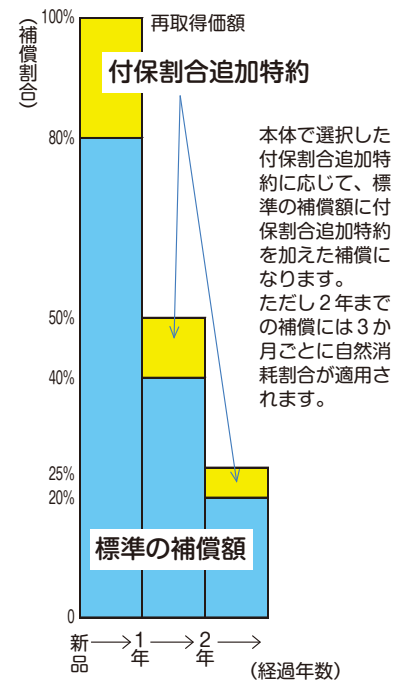
園芸施設の経年減価（減価償却）について

園芸施設は建築後、時間の経過とともに風雨等によって劣化が進み、強度や耐久性が低下して価値が下がっていきます。このため施設本体や附帯施設、被覆材は経過した年数に応じて、共済価額（時価額）を算定し、引受を行います。また、被覆材については、自然消耗割合を定め、引受後も3か月毎に時価額が更新されます。

パイプハウス本体の場合



一般軟質フィルムの場合



共済掛金は

掛金の半分を国が負担します。

●掛金の国庫負担は共済金額1億6千万円を限度とします。

※復旧費用・付保割合追加特約・小損害不填補1万円特約の掛金には国庫負担はありません。

※共済掛金は、本体・附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用ごとの共済金額に、被覆期間、未被覆期間ごとの掛金率を乗じて計算します。

※掛金率（危険段階別共済掛金率）は、過去の加入と被害実績に応じた農家ごとの設定になっていますので、継続して加入され共済金の支払いがなければ低くなっていきます。

※集団加入で掛金等の割引ができます。

主な特定園芸施設の区分と加入の目安 (新築施設 100㎡当りの補償額と掛金の目安)

プラスチックハウスⅡ類 (40-1型)

被覆材が主としてプラスチックフィルムで、骨格の主要部分がパイプの施設 ※太いパイプ(31.8mm以上)のハウス(40-2型)は掛金の15%を割引



ビニール+パイプ

補償額 380,948円

農家掛金等

1万円特約 4,581円 (参考:掛金率)被覆期間:2.180% 未被覆期間:0.032%

プラスチックハウスⅢ類 (50-1型)

被覆材が主としてプラスチックフィルムで、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプの施設



ビニール+鉄骨

補償額 658,003円

農家掛金等

1万円特約 4,210円 (参考:掛金率)被覆期間:1.137% 未被覆期間:0.015%

プラスチックハウスⅣ類乙 (62-2型)

被覆材が主としてプラスチックフィルム(耐風速50m/s以上又は硬質フィルム)で、骨格の主要部分が断面係数1.31cm³以上の鋼材又はアルミ材の施設



硬質フィルム+鉄骨

補償額 1,633,120円

農家掛金等

1万円特約 2,620円 (参考:掛金率)被覆期間:0.264% 未被覆期間:0.009%

プラスチックハウスⅥ類 (80-3型)

・主として屋根面のみがプラスチックフィルムで被覆されている施設
・全体又は主として屋根面のみが寒冷紗、ネット等で被覆されている施設



ビニール+パイプ(雨よけ)

補償額 347,123円

農家掛金等

1万円特約 6,803円 (参考:掛金率)被覆期間:3.746% 未被覆期間:0.025%

その他のハウスもご加入いただけます。

ガラス室Ⅱ類 (20-7型)



ガラス+鉄骨

プラスチックハウスⅤ類 (70-2型)



合成樹脂板+鉄骨

プラスチックハウスⅦ類 (90-1型)



多目的ネットハウス など

※補償額は、新築時の本体価額と被覆材(12か月被覆した場合)の合計額に付保割合80%で算出しています。

農家掛金等は、新規で加入される場合の農家負担掛金と事務費賦課金の合計額の目安です。

掛金率は、特定園芸施設に小損害不填補3万円と小損害不填補1万円特約で新規加入する場合です。

(農家掛金は、農家ごとの過去の加入や被害実績をもとにした危険段階別共済掛金率で算出するため、個人差があります)

詳しくは、支所等へお問合せください。

対象となる災害（共済事故）は



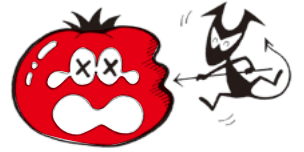
1 風水害・雪害・ひょう害などの気象上の原因による災害（地震・噴火を含む）



2 火災・破裂・爆発



3 車両の衝突・航空機の墜落



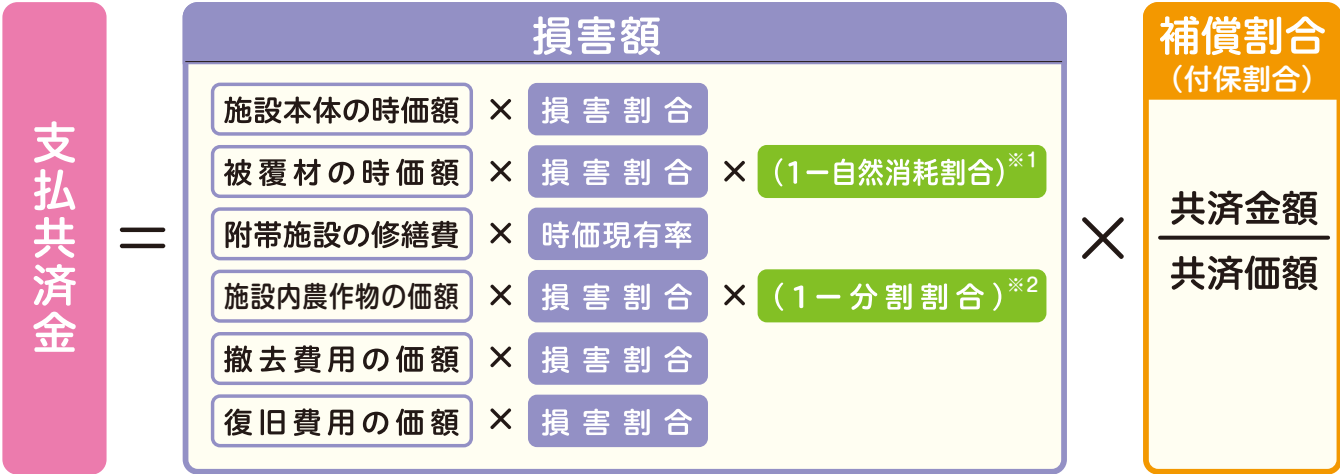
4 病虫害（施設内農作物に加入している場合）

※1～4の他に鳥獣害による被害も支払い対象になります。
 ※施設内農作物の事故除外方式に加入した場合、病虫害による損害は共済事故の対象となりません。

支払対象とならない事例

- 老朽化による消耗によって生じた場合
- 故意もしくは過失による損害
- 附帯施設の故障（共済事故以外が原因のもの）
- 盗難による損害（いたづらを含む）
- 通常すべき管理、損害防止の義務を怠って発生した損害
- 生理障害及び薬害
- 損害発生の通知を怠った場合や、不実の通知をした場合

共済金の計算方法は

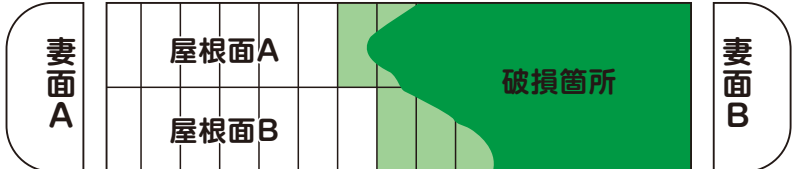


※1 自然消耗割合は、共済責任期間開始日（または被覆期間の開始日）からの経過月数に応じて適用され、被覆材の種類によって時価額が更新されます。
 ※2 分割割合は病虫害の場合のみ、作物ごと、病虫害ごとに適用され、30～70%の範囲で設定されています。
 例えば、トマトの青枯病の場合、30%に設定されており、30%部分は補償から除外され、70%部分を補償します。

（支払共済金は、1棟ごとにNOSAIが算定した損害額が**3万円**または**共済価額の5%**を超えた場合に支払われます。）

※1万円、10万円、20万円、50万円、100万円の小損害不填補の額を選択されている場合は、損害額がそれぞれの額を超えた場合に支払われます。
 ※撤去費用共済金は、撤去にかかる費用が100万円以下、もしくは損害の割合が50%（ガラス室の場合は35%）以下の場合は支払いとなりません。
 ※撤去費用と復旧費用については、領収書等の提出が必要です。（提出期日は事故日から1年以内です。）

【被覆材の損害評価方法】



被覆材の損害は、「新たに被覆を要する面積」の割合によって算出されます。
 上の図では 破損箇所 の部分を被害面積として評価します。

損害防止に努めましょう

- 園芸施設共済は、不慮の災害による施設等の損失を補償する制度です。
- 支払われる共済金は、損害を100%カバーできるものではありません。
- まず損害防止に努め、損害を最小限に食い止めることが大切です。

異動通知・損害通知は早急に！

加入後の変更や損害が発生したら、速やかに次の通知事項のご連絡をNOSAIまでお願いします。

通知事項	異動	①被覆材の被覆開始時期または被覆終了時期の変更 ②施設等の譲渡、移転、解体、増築、構造または材質の変更など
	損害	①災害の種類・損害の発生年月日 ②損害を受けた施設の所在地及び棟番号 ③損害の状況

※通知が遅れますと共済金が支払えないことがありますのでご注意ください。

Q & A

Q.1 借りているハウスでも加入できますか？

A.1 園芸施設の所有者との賃貸契約で原状回復義務を負っていただければ加入できます。

Q.2 1年のうち2か月しか被覆しませんが、加入できますか？

A.2 施設園芸用で使用する期間が1か月以上あれば加入でき、被覆しない期間も含めた1年間が補償期間です。ただし、施設内農作物の補償は、被覆している期間に限ります。

Q.3 加入時に予定していた被覆（未被覆）期間を変更できますか？

A.3 変更できますのでNOSAIへご連絡ください。変更のご連絡がなく損害が発生した場合、共済金が支払えないことがありますのでご注意ください。

Q.4 2年目以降もビニールを張替えず使用すると補償額が減額されるのですか？

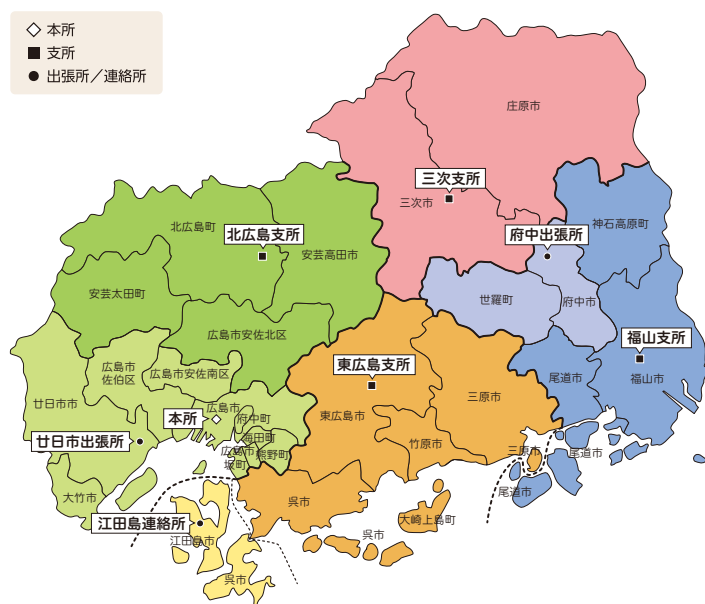
A.4 ビニールには被覆経過割合が適用されて、一般軟質フィルムの場合では2年目（1年以上2年未満）は50%、3年目以降（2年以上）は25%になります。新しいビニールに張替えられたら補償額の増額ができますので、NOSAIへご連絡ください。この場合、現在の加入を解約し、新たに加入していただくこととなります。

Q.5 ビニールの被害程度は部分的な破れでしたが、1棟すべてのビニールを張り替えました。全損扱いとなりますか？

A.5 「新たに被覆を要する面積」を損害額の算出基礎としていますので、すべてのビニールを張り替えても「全損扱い」にはなりません。

安心のネットワーク NOSAI広島（広島県農業共済組合）

- ◇ 本所
- 支所
- 出張所/連絡所



事務所	所在地	TEL
◇ 本所	広島市東区光町1-2-23 NOSAI広島ビル	(082)262-4711
■ 北広島支所	山県郡北広島町 春木462-1	(0826)72-3107
● 廿日出張所	廿日市市本町10-14	(0829)32-5121
■ 東広島支所	東広島市高屋町 稲木283-1	(082)434-4337
● 江田島連絡所	江田島市能美町 中町3368-24	(0823)45-2019
■ 福山支所	福山市駅家町 大字下山守546-10	(084)970-1620
● 府中出張所	府中市上下町 深江687-3	(0847)44-9577
■ 三次支所	三次市和知町360-5	(0824)66-3111